

田沼行政センター電話交換設備保守点検業務委託仕様書

1. 一般事項

- (1) 件名: 田沼行政センター電話交換設備保守点検業務委託
- (2) 履行期間: 令和4年12月1日から令和7年11月30日まで(36か月)
この契約は長期継続契約(地方自治法第234条の3)として実施する。
- (3) 設置場所: 佐野市田沼町974番地3
- (4) 関係法令: 本設備は、有線電気通信法、電気通信事業法に定める端末設備事業規制に基づき、入念かつ誠実に施行すること。また、本仕様書に明示されていない事項についても、機能上当然必要と認められるものについては、装備されるものとする。なお、作業を監督及び従事するものは電気通信の工事担任者資格所持者(AI2種及びDD2種以上)であること。
- (5) 検収: 本設備の保守完了後、委託者に報告書を提出し検査を受け、その合格を持って検収とする。
- (6) 本業務において、その他疑義が生じた場合は、適切な委託者と協議し合意のうえ実施すること。
業務損傷の恐れのある既設部分等は、適切な方法で養生すること(搬入経路等)。
委託者が選択し納入する機器により、新たな工事が生じた場合は委託者負担とする。

2. 契約内容

- (1) 田沼行政センターの電話交換機等に係る保守点検業務委託
 - ① 故障時の対応
 - ア 故障受付
 - イ 交換電話設備の故障対処
 - ウ 交換電話設備の物品修理(実費修理)
 - ② 定期点検
月1回点検を実施する。
- (2) 保守内容
 - ① 故障受付時間
原則平日(月曜日～金曜日) 9:00から17:00、一次受付
 - ② 故障対応時間
オンサイト対応時間は年末年始・休祭日・夜間を除き平日(月曜日～金曜日)
9:00から17:00
 - ③ 故障品の修理
メーカー修理に出し、修理品を交換することで修理を完了したものとする。
 - ④ 内線電話機の増減
内線電話機の増又は減の場合は、保守料の増又は減の変更をするものとする。
 - ⑤ 機器等の増設等
委託者の要求により設備の一部、電話交換機、付属機器等の増設、移転、取替、改造、撤去等の変更工事を行う場合は、その都度別途見積りをして委託者の承認を得たのち、施工するものとする。
 - ⑥ 臨時点検保守
委託業務時間外において、保守対象機器に障害等が発生した場合、その他、委託者が特に必要と認めた場合であり、かつ、委託者が保守員の派遣を要請した場合には直ちにこれに応じるものとする。
- (3) 保守対象機器
 - ① 電話交換設備一式(端末機含む) ※別紙参照
 - ② 配線は対象外(実費対応)
 - ③ 保守除外事項
 - ・対象物件の増減設等
 - ・天災等の災害起因の故障
 - ・プライベートネットワーク(佐野市光イントラ)部分の故障

(別紙)

保守機器(詳細)

	機器名称	規格	数量
1	デジタル交換機	日立 MX-01	1式
2	停電保証バッテリー	44AHバッテリー	1式
3	一般多機能電話機	HI-24FTE LSD	48台
4	停電対応多機能電話機	HI-24FTE LPFI	2台